

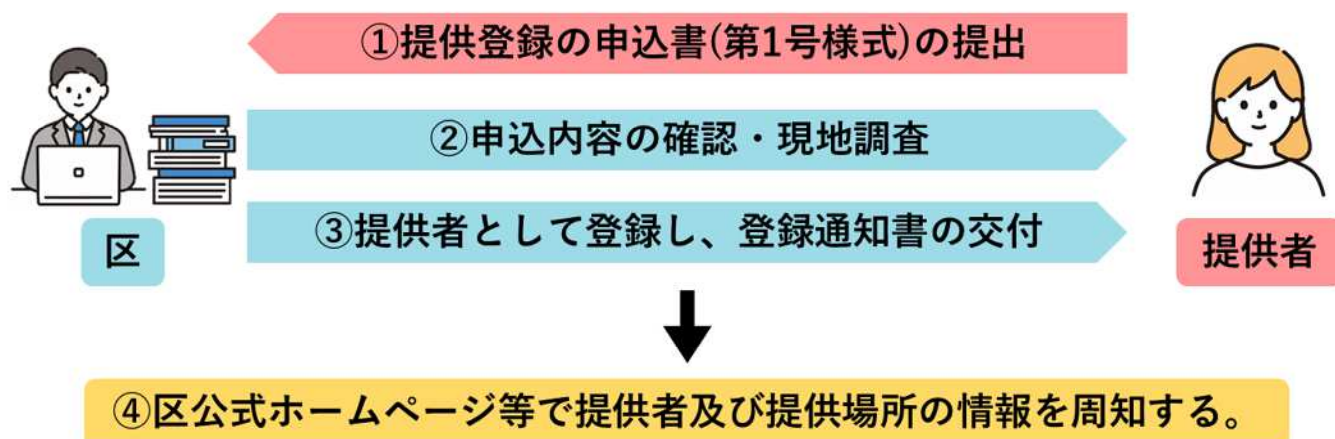
通いの場の活動場所提供者を募集しています



高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送り続けていくために、地域における高齢者の介護予防や地域づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を行う「通いの場」を充実させる必要があります。

墨田区では、このような「通いの場」の活動のために、場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人等を募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施します。

提供登録までの流れ



申込方法

来庁による申込み

福祉保健部高齢者福祉課地域支援係
(墨田区役所庁舎4階)に提出書類を
御持参の上御来庁ください。

郵送による申込み

以下の住所に提出書類を郵送してください。

東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区役所高齢者福祉課地域支援係

提出書類のダウンロードは

こちらから

電子申請システムによる申込み

電子申請フォーム「LoGo フォーム」
からの申請となります。

電子申請システムはこちらから



提供者の要件

- ・区内に、おおむね20㎡以上の活動場所を提供できること。
- ・おおむね月2回以上かつ1回当たり1時間以上、活動場所を提供できること。
- ・利用者が安全に活動できる場所や設備が整っていること。
- ・提供者が任意団体の場合は、責任者が明確であること。
- ・墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に属する者又は同条第3号に規定する暴力団関係者がいないこと。
- ・特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。
- ・営利を目的としないこと。

活動場所を探している方、問合せ先は裏面へ

通いの場の活動場所を 提供します



高齢期になっても住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送り続けていくためには、地域における高齢者の介護予防や地域づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を行う「通いの場」の活動はとても効果的です。

墨田区では、このような「通いの場」の活動のために、場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人等を募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施しています。ぜひご活用ください。

利用までの流れ



団体の要件

- ・主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、閉じこもり予防及び健康づくり並びに会食、交流等の社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施すること。
- ・月1回以上活動等を実施できる又は実施が見込めること。
- ・原則として5人以上の構成員で構成され、主催者の存在が明確であること。
- ・活動等をするための自己財源を持ち、その経理が明確であること。
- ・会則、規約等及び構成員名簿を備えていること。
- ・団体として区が区民に情報提供することに同意すること。
- ・団体の活動等への参加が自由であり、又は自己の意志による入会及び退会が可能であること。
- ・営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- ・公序良俗に反しない団体であること。
- ・構成員に暴力団に属する者又は暴力団関係者がいないこと。

問合せ

墨田区高齢者福祉課地域支援係
墨田区吾妻橋1丁目23-20

電話：03-5608-6178
FAX：03-5608-6404

申出書の
ダウンロードは
こちらから



活動場所の提供を検討している方、問合せ先は裏面へ